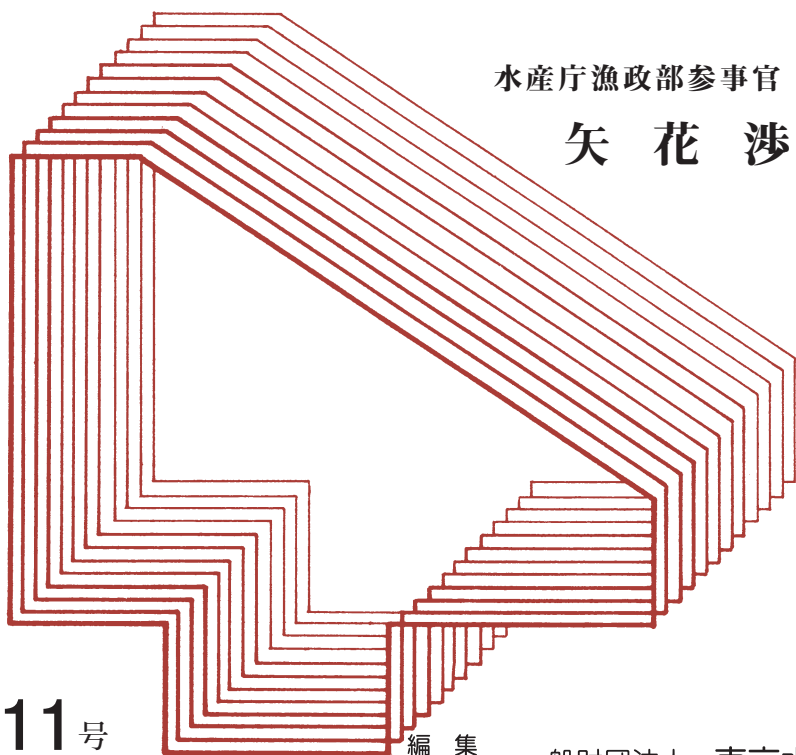


水産振興

水産政策の改革について

水産庁漁政部参事官

矢花 渉 史



第611号

（第52巻 第11号）

編集
発行

一般財団法人 東京水産振興会

「水産振興」発刊の趣旨

日本漁業は、沿岸、沖合、そして遠洋の漁業といわれるが、われわれは、それぞれが調和のとれた振興があることを期待しておるので、その為には、それぞれの個別的な分析、乃至振興施策の必要性を、痛感するものである。坊間には、あまりにもそれぞれを代表する、いわゆる利益代表的見解が横行しすぎる嫌いがあるのである。われわれは、わが国民経済のなかにおける日本漁業を、近代産業として、より発展振興させることが要請されていると信ずるものである。

ここに、われわれは、日本水産業の個別的な分析の徹底につとめるとともにその総合的視点からの研究、さらに、世界経済とともに発展振興する方策の樹立に一層精進を加えることを考えたものである。

この様な努力目標にむかってわれわれの調査研究事業を発足させた次第で冊子の生れた処に、またこれへの奉仕の、ささやかな表われである。

昭和 42 年 7 月

財団法人 東京水産振興会
(題字は井野碩哉元会長)

目 次

水産政策の改革について

第 611 号

1. 改革の背景と基本的な考え方	1
2. 新たな資源管理システムの構築	2
3. 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革	4
4. 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し（遠洋・沖合漁業）	5
5. 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し	6
6. 水産政策の改革の方向性に合わせた漁協制度の見直し	9
7. 漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮	10
8. 最後に	11
参考資料	12

や ばな しょう し
矢 花 渉 史

【略歴】

▷平成 3 年 4 月農林水産省入省。平成 17 年 4 月兵庫県出向（総合農政課長）、平成 23 年 7 月財務省出向（理財局たばこ塩事業室長）、平成 26 年 7 月食料産業局食品製造卸売課長、平成 27 年 10 月水産庁水産経営課長、平成 29 年 7 月政策統括官付参事官兼水産庁漁政部付。

水産政策の改革について

水産庁漁政部参事官

矢花 渉史

1. 改革の背景と基本的な考え方

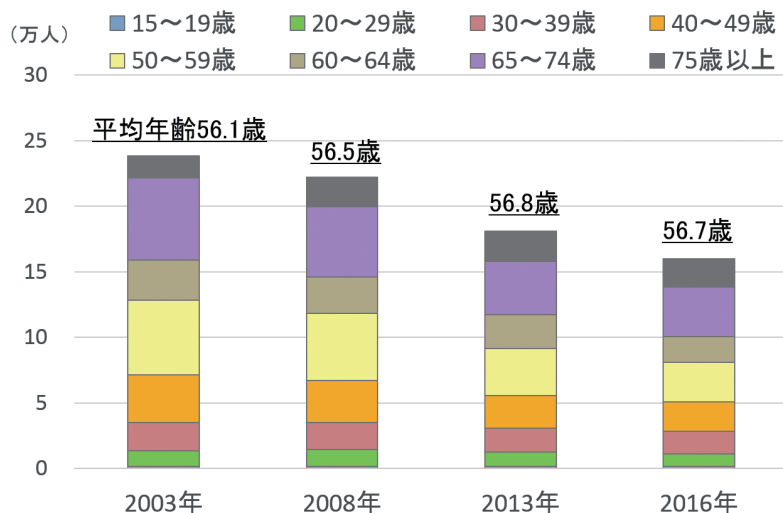
水産政策の改革については、昨年4月に取りまとめた「水産基本計画」をベースとして、さらに昨年12月に決定した「水産政策の改革の方向性」に即して検討を進め、本年6月1日に「水産政策の改革について」を政府として決定しました。

本稿では、改革の背景や狙いについて解説します。

日本は、世界第6位の面積の排他的経済水域を有しています。の中には日韓暫定水域や日中暫定措置水域のように、我が国の主権的権利を十全に行使できていない水域が含まれるものの、我が国周辺には豊かな漁場が広がっているといえます。

しかしながら、日本の漁業生産量は30年間で約2分の1に減少し、漁業を担う漁業就業者は高齢者を中心に減少傾向が続いています。また、気候変動等による海洋環境の変化が魚の回遊、来遊にも大きな影響を与えかねないことや、日本の周辺水域で外国漁船の操業が活発化していること、我が国が本格的な人口減少社会に入り、高齢化も著しく進んでいることなど、漁業や漁村を取り巻く環境変化のリスクも大きくなっています。このような状況下で、将来を見据えたときに、「日本の水産業が変化に対応して発展できる仕組みに変えていく必要がある」ということが、改革を実施する背景にあります。

そこで、今回の改革では、漁業の基礎となる資源管理の強化と水産業を



資料：農林水産省「漁業センサス」（2003、2008、2013年）、「漁業就業動向調査」（2016年）

注1：2008年（平成20年）センサスでは、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、2003年（平成15年）センサスとは連続しない。

注2：平均年齢は、漁業就業動向調査より各階層の中位数を用いた推計値（75歳以上の場合は「80」を使用）。

図1 日本の漁業就業者数の推移

成長させるための漁業制度の見直しを中心に据えつつ、水産基本計画に定めた施策と相まって、漁業者の所得を向上し、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指します。

以上が改革の背景や基本的な考え方です。次に、改革の具体的な内容について分野別に解説していきます。

2. 新たな資源管理システムの構築

先述のとおり、我が国の漁業生産量は30年間で約2分の1に減少してき

ており、近年では、日本の代表的な魚であるサンマやするめいかの漁獲量も大きく減少しています。

我が国の漁業生産量の減少要因としては、気候変動や外国漁船の影響のような外的な要因も挙げられますが、内的な要因として、適切な資源管理を行うことができず、資源量の減少を緩和できなかったと考えられる魚種が多いということもあります。

漁業の基礎は水産資源であり、資源を回復・維持させ、適切に管理していくためには、資源評価の充実とそれを基礎とした資源管理の強化が必要になります。

また、国内における資源管理のためのみならず、関係国に対して強力な外交を行い、日本のE E Z周辺における外国漁船の過剰漁獲を防ぐためにも、上記取組の充実・強化が求められます。

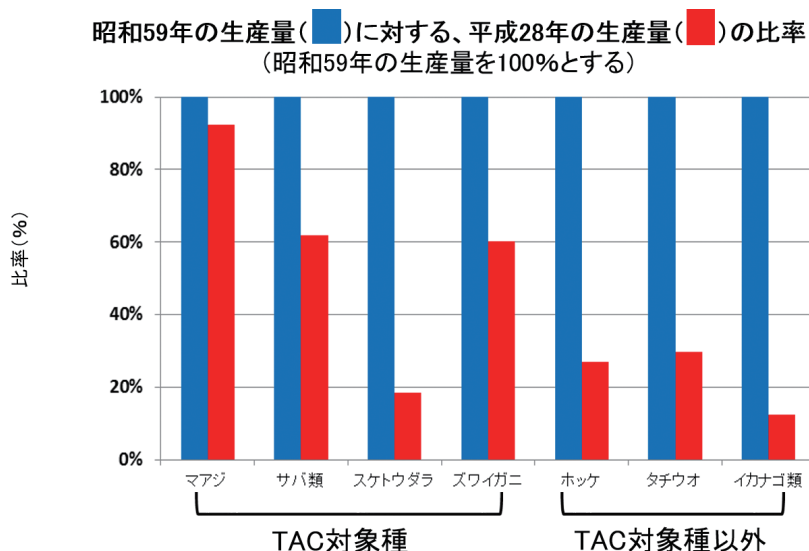


図2 TAC対象種と対象外種の生産量比較

そこで、今回の改革では、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な水産資源の評価・管理方法に見直すとともに、関係国と共通に利用する資源について国際的な枠組みの下で資源管理の徹底を目指します。

また、TAC 対象魚種は準備の整ったものから順次拡大し、漁獲量ベースで現在の 6 割から 8 割まで対象を拡大することとしています。加えて、TAC の対象とした魚種については、まずは大臣許可漁業で準備が整ったものから順次、個別割当（いわゆる IQ）を導入します。

なお、新たな資源管理への移行に伴い、当面漁獲を抑制する必要がある場合には、漁業経営への影響を最小限とする工夫を講じる考えです。減船・休漁等の支援を行うとともに、漁業収入安定対策を機能強化し、法制化することを検討しています。将来の漁獲量を回復・維持するために資源評価・管理を強化しつつも、現在の漁業経営への影響を最小限にとどめ、長期的にみて漁業経営にプラスに働くような施策を展開してまいります。

3. 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革

水産業の流通構造については、多段階の流通経路の各段階でコストが生じると共に、国内外の需要に十分に対応できないといった指摘があります。このため、マーケットイン、すなわち消費者等のニーズを重視するといった発想で、物流の効率化、情報通信技術等の活用、品質・衛生管理の強化、国内外の需要への対応を推進してまいります。

また、産地市場の統合・重点化を進めるとともに、品質管理の向上など市場機能を強化することにより、水産物の取扱量の増大と品質の向上を図り、買い手を集め、販路拡大や魚価向上につなげることを目指します。

加えて、資源管理の推進や、IUU、すなわち違法・無規制・無報告の漁業の撲滅とともに、ナマコなどの密漁の抑制も視野に入れて、トレーサビリティの出発点となる漁獲証明に係る法制度の整備を進め、必要度の高



図3 閉鎖型荷さばき所（愛媛県八幡浜漁港）

いものから順次対象とする考えです。

そして、充実した資源評価・資源管理や流通構造の改革を進める上ではICTの活用が鍵となります。水産業に関わる幅広いデータを取得し、活用することで、今まで水産界で難しいと思われていた課題も解決できると考えています。新しい情報通信技術を各場面で取り入れることで、漁業関係者の所得向上につながる効率的・先進的なスマート水産業の展開をめざします。

4. 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し (遠洋・沖合漁業)

国際的にみると、日本の漁業者1人当たり、漁船1隻当たりの生産量は、漁業の先進国といわれるアイスランド、ノルウェー等と比べ、著しく少ない状況にあります。その大きな要因として、日本は沿岸漁業が発達しているため小規模漁業者が多いということの他に、資源管理の観点から船の大型化を規制してきたことも挙げられます。

また、船の大型化に対する規制は、居住性や安全性の向上の妨げになってきたという面もあります。漁獲の効率化のためのみならず、漁業者にとって魅力的な漁船を作るためにも、大型化が必要と考えられます。

そこで、今回の改革では、船ごとに漁獲しても良い数量の限度を決める個別割当制度（いわゆる IQ）を導入し、漁獲数量を厳守することを前提として、トン数等の漁船の規模を制限してきた規制を見直し、居住性、安全性、作業性の高い漁船が導入できるように検討を進めます。

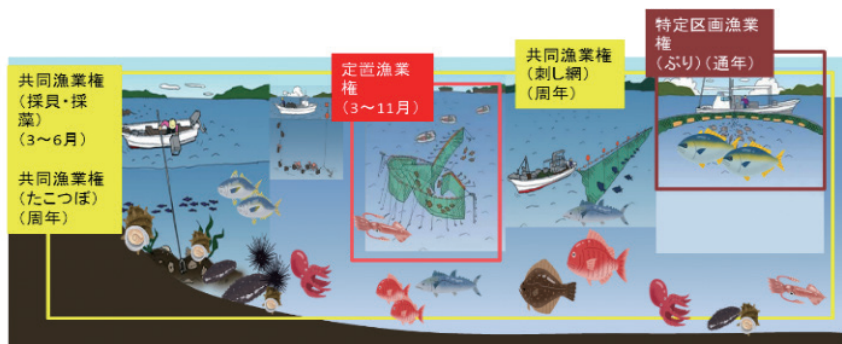
漁船の大型化により沿岸漁業が脅かされることにならないかといった御質問もいただきますが、これまでも、沖合漁船の大型化に当たっては、例えば、日本周辺で操業するまき網の場合ですと、魚を獲る網船を大型化する一方で、探索船・運搬船などを含めた船団全体としては隻数を減らし、漁獲努力量を削減するといった形で、関係漁業者の理解を得ながら大型化を進め、マサバの資源回復においても一定の効果を上げてきた実績があります。今回は、こうした措置に加えて IQ の導入を進め、漁獲量の抑制を確実にすることにより、的確に沖合と沿岸の漁業者間の調整を行うことができると考えています。

また、漁獲報告の電子化・VMS（Vessel Monitoring System）の備え付けも行い、ルールが徹底して守られる仕組みとします。

5. 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し

沿岸の限られた漁場においては、様々な漁法による漁業が立体的に重複して営まれています。そこで、資源管理を適切に行うとともに、漁業者間のトラブルを防ぐため、関係する漁業者がルールに従った操業を行うことが必要になります。

また、沿岸漁場は地域ごとに特性が大きく異なるため、その利用方法はそれぞれの地域で考えていくべきです。



※共同漁業権区域内では、漁業権に基づく漁業の他、漁業許可に基づく漁業なども重複して営まれている。

図4 沿岸漁場利用のイメージ

そのため、現在、沿岸漁場利用のために都道府県が漁場計画を作成し、その計画に従って漁業権を免許するという形で運用されている漁業権制度は、資源管理やトラブル回避、地域性の尊重の観点から今後も維持し、その上で、水域をより有効に使えるよう制度の見直しを行います。

具体的には、都道府県が漁場計画を定める際に、計画案の作成に先立って、その漁場を利用する、あるいは今後利用したいといった関係者の要望を広く聴取し、その結果も公表することを法定することで、沿岸漁場利用のためのプロセスの透明化を図ります。

また、現在は、同じ漁場を利用したい方が複数いる場合、利用者を決めるために、優先順位を法律で定めています。これは戦後の漁業制度改革において新たな秩序を作るために大きな役割を果たしましたが、一方で、現在においては、優先順位が一つでも低い場合には、免許の切り替えに当たり、現在行っている漁業が継続できなくなるというリスクを漁業者に負わせることになっています。

この継続リスクを解消し、安定した漁業経営を確立するために、今回の改革では従来の優先順位の法定制を廃止し、既存の漁業権者が水域を適切

かつ有効に活用している場合には、その者に優先して免許することを法律で定めることとしています。



図5 養殖区画（三重県熊野市）

優先順位の法定制の廃止については、御懸念も多く、漁場が適切かつ有効に利用されているか否かは誰が判断するのか、知事の考え方によって大きな差が出るのではないかと、いった御質問を多く頂いております。これについては、免許自体は都道府県が行いますが、「適切かつ有効」の具体的な判断基準等は国が示すことを考えています。「適切かつ有効な活用」とは、沿岸水域において、漁業権者が資源管理に配慮しつつ、漁業生産や経営改善に取り組んでいる状況を想定していますが、各地域の様々な条件の下で多様な活用の実態があると思われますので、実態に即した判断ができるよう検討してまいります。

さらに、こうした漁場利用のルールの見直しと合わせて、沿岸漁場全体を維持・保全していくための漁協の活動についてのルールも整備します。例えば、赤潮の監視活動などについては、漁協による組合員のための活動に留まらないケースも生じてきており、活動に要する費用を参入企業などから協力金として徴収する場合があります。このような資金徴収については、適切性を疑問視する指摘がありますので、今回はこれらの沿岸漁場管

理活動を法律に位置づけ、金銭徴収ルールも整備することで、今後も組合員以外も含めた活動が透明性の高い形で継続していけるような仕組みを作ります。

6. 水産政策の改革の方向性に合わせた漁協制度の見直し

これまでに述べた資源管理や漁場利用制度の見直しを実行していくためには、従来から漁協が果たしてきた役割や機能を再評価する必要があります。その上で、水産改革の方向性に合わせて見直しを行う考えです。

漁協が行っている漁業権や沿岸漁場の管理の業務は公的な性格の強いものであり、これからも社会的認知を受けて適切に存続していけるよう都道府県の関与の下で、透明性を確保して実施することとします。

また、管理業務以外にも、漁協は組合員の漁業経営を支援するための事業を行っています。その中心として販売事業がありますが、この事業は漁業者の水産物を売り切り、販売先からの代金回収等の決済リスクを漁業者に代わって行うといった、とても重要な役割を担っています。

そこで、漁業者の所得向上を目指すためには、漁協が買参人となって独自の販売ルートを構築するなど、販売事業の積極的な展開が必要となります。このため、販売事業を行う漁協の役員に販売のプロ等を入れることを法律に明記し、販売事業の強化を推進してまいります。

漁協の販売事業については、販売のプロをわざわざ外部から登用しないといけないのかといった御質問が寄せられていますが、これについては、多様な漁協の実態に合わせた対応が可能と考えております。

販売事業を行う各漁協において、事業体制を強化するために、販売の専門能力を有する人を理事にさせていただく必要はありますが、販売に関する能力があれば漁協の内部登用でも構わないですし、常勤・非常勤の別も問いません。

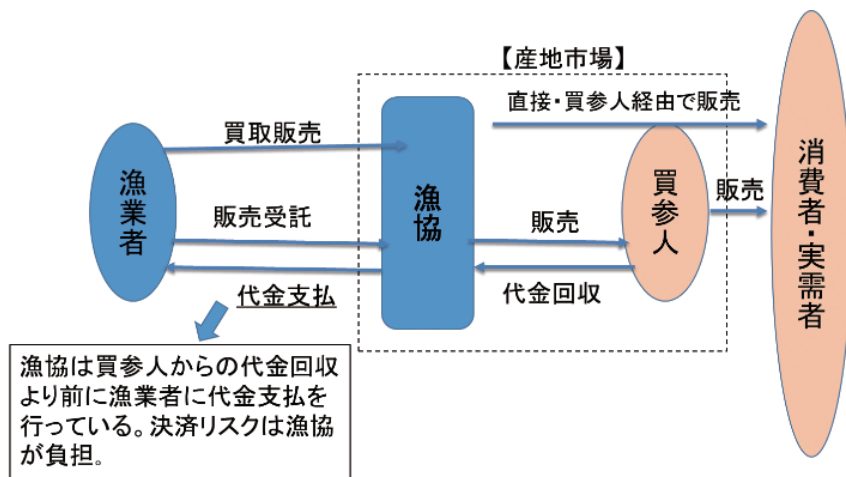


図6 漁協の販売事業のイメージ

また、今回の改革では、貯金等の合計額が200億円を超える漁協と信漁連について、これまでの全漁連監査に代えて公認会計士監査を導入する予定です。これにより、他の金融機関と同じ形で信用事業の健全性を更に高め、漁協の組織・事業体制の強化を更に進めてまいります。

7. 漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮

沖合に日本漁船が操業し、沿岸に漁村があることで発揮される漁業・漁村の多面的機能は我が国の国防や環境保全のために非常に重要です。

そこで、今回の改革では、これまで述べてきたような漁村全体の収入が確保される取組を通じて漁村の活性化を図るとともに、漁業・漁村の有する多面的機能が発揮されるよう、国民の御理解をいただきつつ、効果的な取組を推進してまいります。



図7 監視活動を行う漁業者（鳥取県）

8. 最後に

漁業・漁村が抱える課題を解決するためには、行政が明確な政策の方針を示し、漁業関係者と一致協力して取り組んでいくことが重要です。

国民への水産物の安定供給という水産業本来の役割だけに留まらず、国境監視等の多面的機能も含め、「実のある改革」を実現することで、活力ある水産業、そして活力ある日本を作り出す一助になるよう取り組んでまいります。

※P. 12 以降に参考資料を掲載しておりますので併せてご覧下さい。

参 考 資 料

1. 「水産政策の改革について」
2. 「水産政策の改革に関する Q&A」
3. 「漁業法等の一部を改正する等の法律案の概要」
4. 「漁業法等の一部を改正する等の法律案要綱」

水産政策の改革について

改革の方向性	改革の具体的内容
0. 総論 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを旨とする。	水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを旨とし、必要な法整備等を速やかに進め、法整備等に当たっては、水産業は我が国領海・排他的経済水域を保全する上でも重要な機能を果たしており、このような国境監視機能を始めとする機能を適正に発揮させることにも十分留意するものとする。
1. 漁業の成長産業化に向けた水産資源管理 1 A 漁業の基礎は水産資源であり、資源を維持・回復し適切に管理することが必須。資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とす。 ・資源調査を抜本的に拡充し、国際水準の資源評価を実施する。その成果を活用して、我が国周辺水域の適切な資源管理のための関係国との協議を進める。 ・主要資源については、アウトプット・コントロールを基本に、インプット・コントロール、デクニカル・コントロールを組み合わせて資源管理を実施する。 ・アウトプット・コントロールについては、漁業の実態を踏まえつつ、可能な限りIQ方式を活用する。	1 新たな資源管理システムの構築 漁業の成長産業化のためには、基礎となる資源を維持・回復し、適切に管理することが必須である。このため、資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする観点から、以下のとおり見直す。 また、我が国が国EIZ内の取組の強化と並行して、関係国と共通に利用する水産資源については、二国間協定・地域漁業管理機関など国際的な枠組みを通じて資源管理を徹底するとともに、漁業取締体制を強化する。 ① 国際水準の資源評価・資源管理を行う前提として、資源評価対象魚種については、原則として有用資源全体をカバーすることを目指す。このため、生産量の多い魚種・資源悪化により緊急な対応が必要な魚種を速やかにカバーした上で、都道府県から要請のあった魚種についても、順次対象に追加する。 また、調査船調査の拡充、情報収集体制の強化など、調査体制を抜本的に拡充するとともに、人工衛星情報や漁業者の境界時の魚群探知情報などの各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用する仕組みを整備する。 ② 資源管理目標の設定方式を、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、国際的なスタンダードである最大持続生産量(MSY)の概念をベースとする方式に変更し、最大持続生産量(MSY)は、最新の科学的知見に基づいて設定する。 このため、国全体としての資源管理指針を定めることを法制化し、この指針において、資源評価のできている主要魚種について、順次資源管理目標として、次の2つの基準を設定する。 A 回復・維持を目指す水準としての「目標管理基準」(最大持続生産量(MSY)が得られる資源水準) イ 乱獲を防止するために資源管理を強化する水準としての「限界管理基準」(これを下回った場合、原則として10年以内に「目標管理基準」を回復するための資源再建計画を立てて実行する。)

- ③ 「目標管理基準」の維持・段階的回復を旨として、国は毎年度の漁獲可能量（TAC）を設定する。TAC対象魚種は、漁業種類別・海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTAC対象に取り込む。
- ④ 漁業許可の対象漁業については、TAC対象とした魚種の全てについて、準備が整ったものから順次、個別割当（IQ）を導入する。IQの導入に当たっては、国が、漁業許可を受けた者を対象に、これまでの実績等も考慮して、漁船別に、TACに占めるIQの割合（%）を割当てる方式とする（IQの数量は、毎年度、その年度のTACに基づいて確定することになる。）資源管理に対応しつつ規模拡大や新規参入を促すため、漁船の譲渡等と併せたIQの割合の移転を可能とする。
- ⑤ IQの円滑な導入及び資源の合理的な活用を図るため、IQの割当てを受けた漁業者相互間で、国の許可の下に、特定魚種についてのIQ数量を年度内に限って融通できることとする。
- ⑥ また、IQだけでは、資源管理の実効性が十分確保できない場合は、操業期間や体長制限等の資源管理措置を適切に組み合わせる。
- ⑦ TAC対象魚種全てについて、水揚げ後の速やかな漁獲量報告を義務付ける。その際、ICT等を最大限活用し、迅速に報告されるようにする。逐次漁獲量を累計し、資源管理上必要な場合には、適切なタイミングで操捕停止など各種措置命令を発出する。
- ⑧ IQ超過については、罰則・IQ割当の削減等の抑止効果の高いペナルティ措置を講ずる。
- ⑨ 海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者・漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。
- ⑩ 新たな資源管理措置への移行に伴い、減船や体漁措置などが必要となると考えられ、これについては、円滑な移行を確保する観点から、必要な支援を行う。
- ⑪ 新たな資源管理措置の下で、適切な資源管理等に取り組み漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化を図るとともに、法制化を図る。

1 B 栽培漁業については、資源管理上効果のあるものを見極めた上で重点化する。	種苗生産・放流・育成管理等については、資源管理の一環として実施するものであることを踏まえ、以下のとおり、効果のあるものを見極めた上で重点化する。 ① 従来実施してきた事業については、資源評価を行い、事業の資源造成効果を検証する。 検証の結果、資源造成の目的を達成したものや効果の認められないものは実施しないこととする。 ② 資源造成効果の高い手法や対象魚種については、今後とも事業を実施するが、その際、国は広域魚種を対象として必要な技術開発・実証を行うなど、都道府県と適切に役割を分担する。取組を促進する。 また、広域回遊魚種等については、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組を促進する。
--	--

2. 水産物の流通構造 世界の水産物需要が高まる中で、我が国漁業の成長産業化を図るには、輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立が必要である。 品質・衛生管理の強化、情報通信技術等の活用、産地市場の統合・重点化、新たな販路の拡大、トレーサビリティの充実などの流通改革を進める。	2 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革 世界の水産物需要が高まる中で、我が国漁業の成長産業化を図るには、輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立が必要である。 このため、以下のとおり、流通改革を進める。 ① 水産物流通についても、農産物流通と同様、マーケットインの発想に基づき、物流の効率化（加工業者との連携による低コスト化・高付加価値化等）、情報通信技術等の活用（取引の電子化、A I・I C Tを活用した選別・加工技術の導入等）品質・衛生管理の強化（新たな鮮度保持技術の導入、水産加工施設のH A C C P対応等）国内外の需要への対応（輸出の戦略的拡大等）等を強力に進める。 ② 漁業者の所得向上に資するとともに、消費者ニーズに応えた水産物の供給を進めるため、産地市場の統合・重点化を推進し、これとの関係で、漁港機能の再編・集約化や水揚げ漁港の重点化を進める。また、消費地にも産地サイトの流通拠点の確保等を進める。 ③ 資源管理の徹底とI U U I（違法・無規制・無報告）漁業の撲滅を図り、また、輸出を促進する等の観点から、トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備を進め、必要度の高いものから順次対象とするとともに、I C T等を最大限活用し、トレーサビリティの取組を推進する。 ④ また、漁業生産コストの引下げを図るため、国内外における漁業生産資材の供給の状況に関する調査を行うとともに、最先端の技術の導入や漁船・漁網等の主要資材の調達先・調達方法等の見直し等を進める。
--	---

3. 漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備	3 A 遠洋・沖合漁業については、漁船の大型化等による生産性の向上を阻害せず、国際競争力の強化に繋がる漁業許可制度とする。 ・資源管理方法の変更と関連して、I Qが割り当てられている漁船については、トン数制限等のインプット・コントロール等に関する規制を見直す。 ・漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付ける。 ・漁業許可については、資源管理を適切に行い、かつ生産性の高い者の更新を前提としつつ、新規参入が進みやすい仕組みを検討する。
	3 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し 適切な資源管理システムの導入と関連して、沖合・遠洋漁業の生産性の向上・国際競争力の強化につながるよう、漁業許可制度を以下のとおり見直す。 ① T A C対象魚種など主要資源の管理を適切に進めていく観点から、現行の漁業許可の4区分を大臣許可漁業と知事許可漁業の2区分に整理する。 これに併せて、試験開発操業の一層の活用等により、新たな漁法等の積極的な導入を促す。 ② I Qの導入など条件の整った漁業種類については、インプット・コントロール等に関する規制を抜本的に見直し、トン数制限など漁船の大型化を阻害する規制を撤廃する。 なお、I Qだけではカバーできない資源管理上の規制（操業区域、操業期間、体長制限など）は、必要に応じ活用する。 ③ 漁船の譲渡等の際には、承継者に許可を行い、同時にI Qも移転することとする。 ④ 漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付ける。 ⑤ 資源管理を適切に行い、かつ生産性の高い漁業者が遠洋・沖合漁業を担う漁業構造にしていくため、資源管理を適切に行わない漁業者・生産性が著しく低い漁業者に対しては、改善勧告・許可の取消しを行う。 ⑥ 大臣許可漁業に関し、許可を受けた漁業者の廃業などの場合に、随時、新規許可（それぞれ期限を設定）を行う制度とし、一斉更新制度（一定の時期に全ての許可の期限を終了させ、新たに許可を出す制度）は廃止する。 ⑦ 漁獲報告の迅速化・報告内容の正確性の向上を図るため、漁獲報告の電子化・V MMSの備付けの義務化を行う。 ⑧ これらと併せて、安全性を確保しつつ、漁船に関する制度などについても、沖合・遠洋漁業の生産性の向上・国際競争力の強化の観点から検討する。

3.B 養殖・沿岸漁業については、我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組みとする。 特に、養殖については、国際競争力につながる新技術の導入や投資が円滑に行われるよう留意して検討する ・都道府県の漁場計画の策定プロセスについて、参入希望者をはじめ関係者の意見を幅広く聴取するなど透明化する。 ・漁業権の利用状況、資源管理の状況、生産データ等の報告等、漁業権免許を受けた者が果たすべき責務を明確化する。 ・水域を適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続できることを基本とし、有効活用されていない水域について、新規参入が進みやすい仕組みを検討する。 ・沿岸漁場の管理は、都道府県の責務とした上で、都道府県が漁協等に委ねることができる仕組みとし、その際のルールを明確化することを経済的検討する。	4 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し 養殖・沿岸漁業については、我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組みとするため、沿岸における海面利用に係る制度を、以下のとおり見直す。 (1) 養殖・沿岸漁業に係る制度の考え方 ① 養殖・沿岸漁業は限定された水域（漁場）を活用して営む漁業であるため、資源管理を適切に行い、漁業をめぐるトラブルを回避する観点から、今後とも漁業権制度を維持する。 ② その際、漁業の成長産業化にとって重要な養殖業の規模拡大や新規参入が円滑に行われるようにする観点から、漁業権付与に至るプロセスを透明化するとともに、漁業権の権利内容の明確化を図る。 ③ これに加えて、都道府県が沿岸漁場管理の業務を漁協等に委ねることができるとする。 (2) 漁場計画の策定プロセスの透明化 ① 都道府県の漁場計画は漁業権付与の前提となるものであり、都道府県は、従来と同様、原則として5年または10年ごとに、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、海区ごとに漁業権（定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権の3種類）の区域等を盛り込んだ「漁場計画」を策定し、公表する。 また、必要に応じ、随時改定を行う。 ② 漁場計画の策定に当たって、都道府県は、当該海区の資源管理を適切に行いつつ、当該海区の海面を最大限に活用できよう留意する。 こうした観点から、可能な場合は、養殖のための新区画の設定も積極的に推進する。 ③ また、沖合等に養殖のための新たな区画を設定することが適当と考えられる場合は、国が都道府県に指示等を行う。 ④ 都道府県は、漁場計画の策定に当たって、新規参入希望者を始め関係者の要望を幅広く聴取するとともに、その要望に関する検討結果を公表することとし、こうした手順を法定する。 (3) 漁業権の内容の明確化等 ① 漁業権の種類は、従来同様、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権とする。 ② 定置漁業権及び区画漁業権は、個別漁業者に対して付与する。 区画漁業権については、当該区画を利用する多数の個別漁業者が、その個別漁業者で構成する団体に付与することを要望する場合には、漁業者団体（漁協）に付与する。
--	--

- ③ 共同漁業権は、一定の水面を共同で利用する多数の漁業者で構成する漁業者団体（漁協）に付与する。
 - ④ 個別漁業者に付与する漁業権（個別漁業権）については、当該漁業者の経営展開等に必要な範囲で、都道府県の関与の下で、控当権の設定等を可能とする（買付けは禁止）。
 - ⑤ 漁業者団体に付与する漁業権（団体漁業権）については、漁業者団体がそのメンバーである個別漁業者間の漁場利用に係る内部調整（費用の徴収等を含む。）を漁業権行使規則に基づいて行う。漁業権行使規則は、メンバー外には及ばない。
 - ⑥ 団体漁業権に関係する個別漁業者が当該団体の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に関係する地区の漁業者からなる地区部会を常設して、当該地区部会により漁業権行使規則の制定・運用を行う。
 - ⑦ 団体漁業権を付与された漁業者団体は、定期的に、当該団体漁業権に関係する漁業の生産力の維持発展に向けた計画（協業化、法人化等）を策定するものとする。
 - ⑧ 都道府県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止し、これに代えて、都道府県が付与する際の考慮事項として次の事項を法定する。
 - ア 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その継続利用を優先する。
 - イ それ以外の場合は、地域の水産業の発展に資するかどうかを総合的に判断する。
 - ⑨ 漁業権者は、漁業権の活用状況、資源管理の状況、生産データ等を都道府県に報告することとし、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用していない場合には、都道府県は、改善指導・勧告・漁業権の取消しを行う。
- (4) 公的な漁場管理を委ねる制度の創設
- ① 沿岸水域の良好な漁場の維持と漁業生産力の維持・向上のための漁場管理を都道府県の責務として法定した上で、漁場管理の業務を適切な管理能力のある漁協等にルールを定めて委ねることができる制度を創設する。
 - ② 漁場管理の業務を委ねられた者は、そのルールの範囲内で、業務の実施方法等を定めた漁場管理規程を策定し、都道府県の認可を受けるものとし、業務の実施状況を都道府県に報告する。業務に関し漁協等のメンバー以外から費用を徴収する必要がある場合は、漁場管理規程の中で、その使途・負担の積算根拠を明示することとし、また、毎年度その使途に関する収支状況を公表する。

3C 漁協については、農協とは法制上もかなり異なることを見据えて、水産政策の改革の方向性に合わせて必要な見直しを検討する。	(5) 養殖業発展のための環境整備 ① 国は、国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定するとともに、生産から販売・輸出に至る総合戦略を立てた上で、養殖業の振興に本格的に取り組む。 ② 技術開発については、魚類養殖経営のボトルネックとなる優良種苗・低コスト飼料等に関する技術開発・供給体制の整備を強化する。 ③ 国際競争力のある養殖を育成するため、実証試験等の支援を拡充する。 ④ 静穏水域が少ない日本において養殖適地を拡大するため、大規模静穏水域の確保に必要な事業を重点的に実施する。 また、養殖場として、漁港（水域及び陸域）の有効活用を積極的に進める。 ⑤ 拡大する国際市場を見据え、HACCP対応型施設の整備や輸出先国に使用が認められた薬剤数の増加など、輸出を促進するための環境を整備する。
	5 水産政策の改革の方向性に合わせた漁協制度の見直し 漁協については、これまで漁協が果たしてきた役割・機能を評価しつつ、上記の水産政策の改革の方向性に合わせて、以下のとおり見直す。 (1) 団体漁業権の主体や漁場管理の実施者としての位置付け ① 漁協の事業として、4（4）の漁場管理業務を行えることを法定する。 ② 団体漁業権や漁場管理に係る業務に要する費用の一部を漁業者等から徴収する場合には、漁業権行使規則、漁場管理規程を定め、都道府県の認可を受けることとする。 ③ 漁場管理業務に関し、漁協のメンバー以外から費用を徴収する場合は、その使途に関する収支状況を明確化するとともに、情報開示を行うこととする。 ④ 団体漁業権に係る個別漁業者が漁協の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に関係する地区の漁業者からなる地区部会を常設し、そこで漁業権行使規則などを定められるようにする。 ⑤ 全漁連は、漁協における団体漁業権や漁場管理に係る業務の適正化を図るための事業を行うことができることとする。

	(2) 漁協の組織・事業体制の強化 ① 漁協の目的として、漁業者の所得向上を法律に明記する。 ② 役員に販売のプロ等を入れることを法律に明記する。 ③ 信用事業を行う信漁連等に対して、全漁連監査に代えて、公認会計士監査を導入する。 ④ 漁業生産組合の株式会社への組織変更を可能とする仕組みを導入する。 ⑤ 産地市場の統合など、販売力の強化を進める上で必要な場合には、漁協の広域合併を促進する。
	6 漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮 以上のような漁村全体の収入が確保される取組を通じて漁村の活性化を図るとともに、国境監視・自然環境の保全、海難救助による国民の生命・財産の保全等の漁業・漁村の持つ多面的な機能が発揮されるよう、国民の理解増進を図りつつ、効果的な取組を推進する。

水産政策の改革に関する Q&A

質問・意見	水産庁からの回答
① 水産資源管理 (資源評価・資源管理) - 資源管理は必要だが沖合と沿岸は事情が違う。 I Q等の導入にあたっては沿岸の小規模漁業者へ配慮をすべき。 - 資源管理を強化する際には、セーフティーネットを作り、漁業者に安心感を与えた上で実施すべき。 - T A C魚種が拡大した場合、底びき網漁業のように多くの魚種を漁獲する漁業種類については、I Q数量が少ない魚種の枠が一杯になると操業全体ができなくなるのではないかな。 - T A Cによる国内規制を強化しようとしているが、日本の水域における外国漁船の漁獲にはどう対応するのか。周辺国との交渉にしっかり対応すべき。 - MS Yの概念については疑問を持っている専門家もいる。また、資源評価は漁業者に信頼されるか疑問。	⇒ I Qの導入に当たっては、大臣許可漁業など準備の整ったものから、順次、導入していくなど、現場の実態を十分に踏まえて対応してまいります。 ⇒ 新たな資源管理措置への円滑な移行を確保するために減船・休漁等の支援を行うことや、漁業収入安定対策の機能強化・法制化を図ります。 ⇒ 海外では、複数魚種の数量をグループ魚種として管理する事例もあり、これらの海外事例も参考に操業への影響に配慮した方法を検討します。なお、やむを得ず休漁等をせざるを得ない場合には、その負担を軽減するための措置を講ずることにより、経営への影響を最小限に抑えられるように検討してまいります。 ⇒ 日本のE E Z内の資源管理の取組強化と並行して、関係国と共通に利用する水産資源については、二国間協定や地域漁業管理機関といった国際的な枠組みを通じてしっかり交渉してまいります。 この交渉を強力に行うためにも、E E Z内の資源管理を強化することが不可欠です。 ⇒ 国連海洋法条約では、沿岸国は排他的経済水域の資源を最大持続生産量(M S Y)が達成可能な水準に維持・回復することを目的として管理することとされています。 また、我が国が加盟する北太平洋漁業委員会(N P F C)等の地域漁業管理機関においても、MS Yを目指して管理することとされています。 ※ 最大持続生産量(M S Y)とは、現状の環境条件の下で、長期的にみて漁獲量が最大となるような漁獲量をいいます。 MS Y理論が実際の資源管理では活用困難との批判は以前からありましたが、近年は、最新の科学的知見に基づき、古典的なMS Y概念ではなく、より現実的なMS Yを算出し、資源管理に利用することが可能になってきました。 米国やE Uで資源評価手法としてMS Yが利用されている中で、我が国としてもデータの収集体制を強化することにより、評価精度向上等を図り、MS Yの信頼性を高めてまいります。 ⇒ I Q配分については、漁業者の意見を十分に伺い、漁業者間で不公平感が生じることのないよう検討してまいります。
I Qが導入され、実績に応じて大型船に数量が多く配分されるようになると、小型船が現状より不利になるのではないかな。	

(海区漁業調整委員会) ・ 海区漁業調整委員会の委員の選出方法や委員構成をどのように見直すのか。 (栽培漁業) ・ 種苗放流の効果のあるなしは国の責任において判断するのか。 ・ 広域回遊魚種の栽培漁業をどのように進めていくのか。国が主体となって関係都道府県の連携を促進すべき。	⇒ 海区漁業調整委員会は漁業調整が主な役割であり、漁業者代表を中心に据えた組織であるとの基本的な性格を変えるつもりはありません。 現状では、委員構成が固定化されていますが、今後の漁業の発展のためには、従来の漁業者に加え、資源管理の要素や経営に知見を有する方や公正な立場から判断できる方に入ってもらうなど柔軟な委員構成がとれる仕組みとすることが重要です。 これに合わせて、選出方法について、漁民委員は、公選制を見直し、漁業者・団体による推薦とするなど、漁業者の意向を反映して適切な人選が行えるものとなるよう検討してまいります。 ⇒ 種苗放流の効果については、現在でも各都道府県が調査を行っています。なお、主要魚種については水研機構が資源評価の中で種苗放流の効果測定しており、この基本的な役割分担は今後も変わらないと考えています。 例えばトラフグのような広域回遊魚種の種苗放流については、放流の不公平感の解消に向けた枠組みの構築等を検討してまいります。
② 水産物の流通構造 ・ 物流の効率化や産地市場の統合を行った場合、魚価向上の効果はあるかもしれないが、漁業者の手間やコストが増えるのではないか。	⇒ 産地市場統合は、市場の価格形成機能を活かして漁獲物をより高く売ることを目指すものです。統合に伴い品質管理の向上等市場機能を強化することにより、取組全体として漁業者の所得向上を実現していくことが必要と考えています。 なお、先導的な産地市場統合の事例では、関係者で十分に話し合い合意形成を図った上で統合し、水揚げ金額や魚価向上などを実現しています。
③ 遠洋・沖合漁業 (漁業許可制度) ・ I Q導入に伴う漁船の大型化は理解できるが、大型化による生産性の向上により沿岸漁業が脅かされることにならないか不安。沿岸と沖合漁業者の調整について、しっかり対応すべき。	⇒ I Qが適切に配分され、これが遵守されていれば、沖合漁業の漁船を大型化しても、従来以上にその漁獲が増えることにはならないと考えております。他方、大型化により時化でも操業できるようになるのではないかと、大型船が近接して操業すれば小型船の操業に影響するのではないかと、といった沿岸漁業者側の不安があるということも承知しております。そうした不安を払拭するために、水産庁としても沖合と沿岸の漁業者間の調整を行ってまいります。 なお、漁船の労働環境や居住環境の改善のための大型化は、就業者確保のために重要と考えており、また、我が国の漁業全体として、沿岸、沖合それぞれの実態に即して、コスト削減や付加価値向上を行うことで生産性の向上を図っていくことが必要と考えております。
④ 養殖・沿岸漁業 (漁業権制度) ・ 共同漁業権については、従来どおり、漁協・漁連のみに免許されることを明確にすること。	⇒ 共同漁業権は、一定の水面を共同で利用する多数の漁業者で構成する漁業者団体（漁協）に付与することとしております。従って、法制化するにあたっては、共同漁業権が漁協・漁連のみに免許されることを明確に位置付ける考えです。

(優先順位) ・ 適切かつ有効な活用をしている既存の者の継続利用を優先するといった場合、継続して免許されるのは、権利をもつ漁協か、行使する漁業者のどちらになるのか。漁協がきちんと管理している場合は引き続き漁協に免許されるということを明確にして欲しい。 ・ 適切かつ有効に活用している場合の継続利用と、漁業者が分割利用を希望した場合とではどちらが優先されるのかが分かりにくい。トラブルにならないようなルールづくりをしてほしい。 ・ 「適切かつ有効な活用」の判断基準について、国はガイドラインのようなものを定めるのか。漁場は一定ではなく、現場の実態を踏まえた判断をすべき。 ・ 国が基準を示しても、県知事の恣意的な判断で、地域の漁業者等の意見を考慮せずに企業参入を進められるのではないのか。 ・ 県が新規参入を認めた場合には漁協の意見は聞かないのか。 (沖合等の養殖) ・ 沖合等に新たに養殖区画を設定する場合に地元漁業者等の意見を聴かないのか。 ・ 定置漁業権の優先順位は、地元利益を還元する趣旨で地元漁民主体の法人が高順位となっているものであり、順位規定の廃止には反対。	⇒ 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その継続利用を優先することを法定することとしております。従って、既存の漁業権者である漁協が管理を行うことにより、漁場が適切・有効に活用されている場合には、その漁協に免許されることとなると考えております。 ⇒ 従来から適切かつ有効に活用されている漁場については、既存漁業権者に免許されることとなっています。このような漁場を細かく区切るとは漁場の有効活用の観点から逆効果となるおそれがあるので、そのような事態が生じないように都道府県が適切に判断できるような考え方を示してまいります。 ⇒ 免許自体は都道府県の自治事務ですが、「適切かつ有効」の具体的な判断の基準等は国が示すことを想定しています。 各地域の様々な条件の下で多様な活用の実態があると思われるので、実態に即した判断ができるよう検討してまいります。 ⇒ 新たな区画の設定等にあたり、都道府県は漁業関係者の意見を聴いて、海区漁業調整委員会にも諮った上で漁場計画を作成することは従来と同様と考えています。その上で、意見聴取のプロセスは法定することとしており、漁業関係者の皆さんからどういう意見が出され、それにどう対応したかはオープンにするなど、恣意的な判断がなされないような仕組みとしていく考えです。 ⇒ 都道府県が免許をする場合には、その前に関係者の意見を聴いて漁場計画を策定するため、従来と同様に、その段階で関係する漁業者や漁協の意見も聴いた上で、ご意見を踏まえた調整がなされることになります。 ⇒ 沖合等に区画を設定する場合も、都道府県が漁場計画を作成し、これに区画漁業権の内容を記載することを想定しています。今回の見直しにおいて、漁場計画作成のプロセスで漁業者等の要望を聞くこととしており、従来以上に透明性を高めたプロセスにおいて、沖合等の区画を設定する場合も当該水域を利用している漁業者や関係する漁協等の意見を聴いた上で、ご意見を踏まえた調整がなされることになります。 ⇒ 現行の優先順位規定は、免許すべき者の順番を法律で規定しています。現に免許を受けて漁業を行っている者が、この規定によって免許の切替にあたって漁業を継続できなくなるリスクがあるという状況は、漁業経営の安定に支障となりえます。 今回、これを廃止し、適切・有効に活用している者の継続利用を優先するとした上で、それ以外の場合は地域水産業の発展に資するかどうかを判断して免許することとしています。 これにより、漁業権に基づき地元漁民の多くが関わって漁業が行われている場合は、その継続が保障されることになりますし、既存の漁業権者がいない場合には、地元の漁民が主体となった法人を含め、地域水産業の発展の観点から、最も相応しい漁業者に免許されるものと考えています。
--	---

(企業参入) - 今後、新規参入を進めていく場合、水産庁として、企業のような資本金のある経営体が漁場を利用する姿を目指していくのか。 (沿岸漁場管理) - 制度の内容が分かりにくい。対象となる漁場はどこになるのか。 (養殖業の振興) - 新たな企業参入を進めれば、需給バランスが崩れて既存の養殖業者は経営が立ち行かなくなること心記している。	⇒ 将来の漁場利用のあり方は地域の漁業者・漁業関係者が主体的に検討するものと考えています。 水産庁としては、地域の漁業者が減少していたり、漁業所得が低迷し、地域の水産業の展望が得られない場合などには、地域の漁業者・漁協と企業が協調して漁業・漁村を活性化していくというケースも目指す姿の一つと考えています。 ⇒ 漁協が実施する赤潮の監視等の良好な漁場維持の活動は、組合員以外にも含め広く受益されています。組合員以外にも含めた活動として展開していく場合には、県の関与の下で漁協等による費用徴収を可能にして活動を継続できる仕組みを検討します。この活動の対象範囲は漁場計画において規定していくことを想定しています。 ⇒ 養殖については、単に新規参入・生産拡大を図るということではなく、伸びしろのある海外市場等の開拓を行い、需要に見合った生産を拡大していくなど、国が国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定し、生産から販売・輸出に至る総合戦略を立てた上で養殖振興に取り組む考えです。あわせて、養殖経営のボトルネックとなる優良種苗や低コスト飼料等に関する技術開発・実用化、養殖適地の拡大や価格下落時のセーフティーネットの充実により、養殖業者の方々に懸念が生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。
⑤ 漁協制度 - 漁業者の所得向上を法律に明記することや販売のプロを登用することとした趣旨は何か。漁協に義務が生じるのか。 - 公認会計士の監査は今後どのように行っていくのか。少なくとも農協と同様の配慮をしてほしい。 - 生産組合の株式会社化を記載した趣旨は何か。	⇒ 漁協は販売事業を主な事業としているので、漁業者の所得向上の観点から、積極的に販売事業の強化に取り組んでいただくことを期待しています。 販売事業を行う各漁協において販売の専門能力を有する人を理事にしていいただく必要がありますが、それに相応しい方であれば、常勤・非常勤の別を問わず、漁協の内部登用でも構わないと考えております。 ⇒ 先行する農協の事例も参考としつつ、公認会計士監査の導入に当たっては十分な移行期間も確保し、監査費用が実質的に増加しないよう、対象となる組合に対してきめ細かい配慮をまいります。 ⇒ 生産組合は、漁業以外には自己が生産した漁獲物の加工・販売程度しかできず、地域の水産物を広く販売するとか、レストランを運営するといった更なる事業展開を希望する場合には、株式会社に移行する必要があります。今回の改革では、株式会社への組織変更を簡易な手続きで行えるようにするものです。
⑥ その他 - これまで漁業によって漁村の雇用等を守ってきた。改革によって漁村がなくなるようなことがないようにすべき。 - 今回の改革に関して、漁業者は不安や危機感を持っているので、各都道府県でも説明会を開催するなど、丁寧な説明をすべき。	⇒ 漁業者が、将来にわたって漁業を継続し、漁村の活性化につながるものが改革の目的です。水産基本計画に盛り込まれた施策も含め、漁業と漁村の活性化のため、予算措置等も含めて対応してまいります。 ⇒ 漁業者・漁業関係の皆様の御理解を得られるよう、様々な機会を通じて丁寧な説明を行ってまいります。

漁業法等の一部を改正する等の法律案の概要

趣 旨

漁業は、国民に対し水産物を供給する使命を有しているが、水産資源の減少等により生産量や漁業者数は長期的に減少傾向。他方、我が国周辺には世界有数の広大な漁場が広がっており、漁業の潜在力は大きい。適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す。

改正の概要

I 漁業法の改正（※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

(1) 新たな資源管理システムの構築	(3) 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し
科学的根拠に基づき目標設定、資源を維持回復 <u>【資源管理の基本原則】</u> ・資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量(TAC)による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本（第8条） ・TAC管理は、個別の漁獲割当て（IQ）による管理が基本（IQの準備が整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理）（第8条） <u>【漁獲可能量（TAC）の決定】</u> ・農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定（第11条） <u>【漁獲割当て（IQ）】</u> ・農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定（第17条） ・割当量の移転は、船舶の譲渡等、一定の場合に限定（第22条）	水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施 <u>【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】</u> ・都道府県知事は、計画案について、漁業者や漁業を営もうとする者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表 ・知事は海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定（第62条～第64条） <u>【漁業権を付与する者の決定】</u> ・既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）（第73条） <u>【漁場の適切・有効な活用の促進】</u> ・漁業権者には、その漁場を適切・有効に活用する責務を課すとともに、漁場活用に関する情報の報告を義務付け（第74条、第90条） <u>【沿岸漁場管理】</u> ・漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入（第109条～第116条）
(2) 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し	(4) 漁村の活性化と多面的機能の発揮
競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現 ・漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し（第43条） ・許可体系を見直し、随時の新規許可を推進（第42条） ・許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。漁業生産に関する情報等の報告を義務付け（第52条）	国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するように十分配慮（第174条） (5) その他 ・海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする行政委員会との性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し（第138条） ・密漁対策のため罰則を強化（第132条、第189条）

II 水産業協同組合法の改正

水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売のプロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

漁業法等の一部を改正する等の法律案要綱

第一 漁業法の一部改正

一 目的規定の改正

この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とすること。

(第一条関係)

二 国及び都道府県の責務

国及び都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有するものとする。

(第六条関係)

三 水産資源の保存及び管理

(一) 定義

- 1 「漁獲可能量」とは、水産資源の保存及び管理（以下「資源管理」という。）のため、水産資源ごとに一年間に採捕することができる量の最高限度として定められる量をいうものとする。

(第七条第一項関係)

- 2 「管理区分」とは、水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、特定の水域及び漁業の種類その他の事項によつて構成される区分であつて、農林水産大臣又は都道府県知事が定めるものをいうものとする。

(第七条第二項関係)

(二) 資源管理の基本原則

- 1 資源管理は、漁獲可能量による管理を行うことを基本としつつ、必要な場合には、漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとする。
- 2 漁獲可能量による管理は、管理区分ごとに漁獲可能量を配分し、それぞれの管理区分において、その漁獲可能量を超えないように、漁獲量を管理することにより行うものとする。

(第八条第二項関係)

- 3 漁獲量の管理は、それぞれの管理区分において、水産資源の採捕をしようとする者に対し、船舶等ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てることにより行うことを基本とし、漁獲割当てを行う準備の整っていない管理区分における漁獲量の管理は、当該管理区分において水産資源を採捕する者による漁獲量の総量を管理することにより行うものとする。

(第八条第三項及び第四項関係)

(三) 資源管理基本方針等

- 1 農林水産大臣は、資源調査を行い、その結果に基づき、最新の科学的知見を踏まえて資源評価を実施するとともに、資源評価を踏まえて、資源管理に関する基本方針（以下「資源管理基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針（以下「都道府県資源管理方針」という。）を定めるものとする。

(第九条及び第十一条関係)

(第十四条関係)

(四) 漁獲可能量による管理

- 1 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源（漁獲可能量による管理を行う水産資源をいう。以下同じ。）ごと及びその管理年度ごとに、漁獲可能量、そのうち大臣管理区分に配分する数量等を定めるものとする。都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量について、知事管理区分に配分する数量を定めるものとする。
- 2 漁獲割当てによる漁獲量の管理を行う管理区分（以下「漁獲割当て管理区分」という。）において当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源を採捕しようとする者は、農林水産大臣又は都道府県知事に申請して、当該特定水産資源の採捕に使用しようとする船舶等ごとに漁獲割当ての割合（以下「漁獲割当て割合」という。）の設定を求めることができるものとする。

(第十五条及び第十六条関係)

(第十七条第一項関係)

- 3 農林水産大臣又は都道府県知事は、管理年度ごとに、漁獲割当て割合設定者に対して、年次漁獲割当量（漁獲割当て管理区分において管理年度中に特定水産資源を採捕することができる数量をいう。）を設定するものとする。

(第十九条第一項関係)

- 4 漁獲割当て割合は、船舶等とともに漁獲割当て割合を譲り渡す場合等であつて農林水産大臣又は都道

府県知事の認可を受けたとき、年次漁獲割当量は、他の漁獲割当割合設定者に譲り渡す場合等であつて農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転することができるものとすること。

(第二十一条第一項及び第二十二条第一項関係)

- 5 漁獲割当管理区分においては、当該漁獲割当管理区分に係る年次漁獲割当量設定者でなければ、その対象となる特定水産資源を目的として採捕をしてはならないものとし、年次漁獲割当量設定者は、その設定を受けた年次漁獲割当量を超えて当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕をしてはならないものとする。
- (第二十五条関係)

四 許可漁業

(一) 大臣許可漁業

- 1 船舶により行う漁業であつて農林水産省令で定めるものを営もうとする者は、船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならないものとする。
- (第三十六条第一項関係)

- 2 1の農林水産省令は、漁業調整(特定水産資源の再生産の阻害の防止若しくは特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理又は漁場の使用に関する紛争の防止のために必要な調整をいう。以下同じ。)のため漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決めが存在すること、漁場の区域が広域にわたること等の事由により当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる漁業について定めるものとする。
- (第三十六条第二項関係)

- 3 大臣許可漁業の許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。
- (第三十七条関係)

- 4 農林水産大臣は、許可又は起業の認可をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期等に関する制限措置を定め、これらの内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないものとする。

(第四十二条第一項関係)

- 5 農林水産大臣は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる大臣許可漁業について、4の公示をするに当たっては、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が農林水産大臣が定める割合を下回ると認める場合を除き、船舶の数及び船舶の総トン数そ

他の船舶の規模に関する制限措置を定めないものとする。こと。 (第四十三条関係)

- 6 許可を受けた者は、当該許可に係る大臣許可漁業における資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告しなければならないものとし、農林水産大臣は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、衛星船舶測定送信機等を許可を受けた船舶に備え付けること等を命ずることができるものとする。こと。 (第五十二条関係)
- 7 農林水産大臣は、許可又は起業の認可を受けた者がその申請に係る漁業を適確に営むに足りる生産性を有さないこととなつたときは、当該許可又は起業の認可を受けた者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告するものとし、当該勧告に従わないときは、許可又は起業の認可の取り消し等を命ずることができるものとする。こと。 (第五十三条及び第五十四条第二項関係)

(二) 知事許可漁業

- 1 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないものとする。こと。 (第五十七条第一項関係)
- 2 1の農林水産省令は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、農林水産大臣が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。こと。 (第五十七条第二項関係)
- 3 農林水産大臣は、1の農林水産省令で定める漁業について、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、都道府県知事が許可をすることができる船舶等の数その他の事項を定めることができるものとする。こと。 (第五十七条第七項関係)

五 漁業権及び沿岸漁場管理

(一) 海区漁場計画

- 1 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとし、当該海区に設定する漁業権及び保全沿岸漁場について、漁場の位置及び区域等の必要な事項を定めるものとする。こと。 (第六十二条関係)
- 2 海区漁場計画は、漁業権が当該海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること、海区漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権があるときは当該漁業権と漁場の位置等がおおむね等しいと認められ

る漁業権が設定されていること、保土沿岸漁場が漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること等の要件に該当するものでなければならないものとする。こと。

(第六十二条関係)

- 3 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴き、当該意見について検討を加え、その結果を公表するとともに、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないものとする。こと。

(第六十四条関係)

- 4 農林水産大臣は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、我が国の漁業生産力の発展を図るために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、海区漁場計画の案を修正すべき旨等の助言をすることができるものとし、助言をした事項について、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、海区漁場計画を変更すべき旨等の指示をすることができるものとする。こと。

(第六十五条及び第六十六条関係)

(二) 漁業の免許

- 1 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、都道府県知事に申請しなければならないものとする。こと。

(第六十九条関係)

- 2 都道府県知事は、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、次のア及びイに掲げる場合に並び、それぞれに定める者に対して免許をするものとする。こと。

ア 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権（以下「満了漁業権」という。）とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合、当該者

イ アに掲げる場合以外の場合、免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

(第七十三条第二項関係)

- 3 漁業権者は、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければならないものとする。こと。

(第九十条第一項関係)

4 都道府県知事は、漁業権者が漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし若しくは海洋環境の悪化を引き起こしているとき、又は合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するとともに、その者が指導に従っていないと認めるときは、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

(第九十一条第二項及び第二項関係)

5 都道府県知事は、漁業権者が4の勧告に従わないときは、その漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができるものとする。

(第九十二条第一項関係)

(三) 沿岸漁場管理

1 都道府県知事は、海区漁場計画に基づき、当該海区漁場計画で設定した保全沿岸漁場ごとに、漁業協同組合等であつて一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、沿岸漁場管理団体として指定することができるものとする。

(第九十九条第一項関係)

2 沿岸漁場管理団体は、都道府県知事の認可を受けた沿岸漁場管理規程に基づき保全活動を行うとともに、保全活動の実施に当たつて、受益者の協力が得られないときは、都道府県知事に対し、当該協力を得るために必要なあつせんを求めることができるものとする。

(第一百十一条から第一百十三条まで関係)

六 海区漁業調整委員会の選出方法の変更

(一) 海区漁業調整委員会の委員は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命するものとする。

(第一百三十八条第一項関係)

(二) 委員の定数は、十五人（農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあつては、十人）とする。ただし、十人から二十人までの範囲内において、条例でその定数を増加し、又は減少することができるものとする。

(第一百三十八条第二項関係)

(三) 都道府県知事は、委員の任命に当たつては、その海区に沿う市町村の区域内に住居又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者が委員の過半数を占めるようにするとともに、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者並びに海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者

が含まれるようにしなければならないものとする。こと。(第百二十八条第五項及び第七項関係)

- (四) 都道府県知事は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員の募集をし、委員の任命に当たっては、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないものとする。こと。(第百三十九条関係)

- (五) この法律の公布の際現に在任する海区漁業調整委員会の委員であつてその任期が平成二十三年三月三十一日前に満了するものの任期は、同日まで延期されるものとするなど、所要の経過措置を設けること。(附則第十四条から第十六条まで関係)

七 密漁対策の強化

この法律に規定する場合を除き、特定水産動植物（財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれ大きい水産動植物であつて当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれ大きいものとして農林水産省令で定めるもの）の採捕を禁止するとともに、これに違反して特定水産動植物を採捕した者等は三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するものとする。こと。(第百三十二条及び第百八十九条関係)

八 運用上の配慮

国及び都道府県は、この法律の運用に当たっては、漁業及び漁村が、海面及び内水面における環境の保全、海上における不審な行動の抑止その他の多面にわたる機能を有していることに鑑み、当該機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者及び漁業協同組合その他漁業者団体の漁業に関する活動が健全に行われ、並びに漁村が活性化するように十分配慮するものとする。こと。

(第百七十四条関係)

第二 水産業協同組合法の一部改正

一 漁業生産組合に関する規定の整備

- (一) 漁業生産組合を設立するには、二人以上の漁民が発起人となることを必要とするものとする。こと。

(第百八十五条の二関係)

- (二) 漁業生産組合は、役員として理事を一人以上置かなければならないものとする。とともに、監事の設置については任意とするものとする。こと。(第百八十三条の二関係)

- (三) 漁業生産組合は、その組織を変更し、株式会社になることができるものとし、総会における組織委

更計画の承認、行政庁への届出その他の組織変更の手続について定めること。

(第八十六条の二から第八十六条の十二まで関係)

二 その他

経営管理委員を置く漁業協同組合等の監事は、その互選により監事の中から特に理事会に出席する監事を定めることができるものとする。

(第三十九条の五第五項等関係)

第三 水産業協同組合法の一部改正

一 漁業協同組合等の役割の明確化

(一) 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、その事業を行うに当たっては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする。

(第十二条の二等関係)

(二) 漁業法に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法に規定する保全活動その他漁場の管理を、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の事業として規定すること。

(第十一条第一項及び第八十七条第一項関係)

(三) 会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言に関する事業並びに会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整の事業を、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の事業として規定すること。

(第八十七条第一項及び第九十七条第一項関係)

(四) 会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言の事業を行う漁業協同組合連合会であつて全国の区域を地区とするもの(以下「全国連合会」という。)は、当該全国連合会を直接又は間接に構成する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会(以下「組合等」という。)の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言の事業を行うことができるものとする。とともに、当該事業を行うに当たつて必要な場合には、当該組合等の有する団体漁業権に係る組合員による漁場の利用に関する業務及び当該組合等が行う漁場の管理に関する業務の適正化を図るために、必要な取組を行うことを求めることができるものとする。

(第八十七条第八項及び第九項関係)

二 理事等の構成

(一) 組合員の漁獲物その他の生産物の販売の事業を行う漁業協同組合の理事のうち一人以上は、水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければなら

いものとする。」。

(第三十四条第十一項関係)

- (二) 漁業協同組合は、理事（経営管理委員を置く漁業協同組合にあっては、経営管理委員）の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないものとする。」。

(第三十四条第十二項及び第三十四条の二第三項関係)

- (三) この法律の施行の際現に存する漁業協同組合（経営管理委員を置くものを除く。）について、(一)及び(二)の規定は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しないものとする。」。

(附則第二十一条第一項関係)

- (四) この法律の施行の際現に存する経営管理委員を置く漁業協同組合について、(一)の規定は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される経営管理委員会の終了の時まで、(二)の規定は、この法律の施行の日から起算して三年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しないものとする。」。

(附則第二十一条第二項関係)

三 信用事業を行う漁業協同組合等の会計監査人の設置

- (一) 信用事業を行う漁業協同組合（政令で定める規模に達しないものを除く。）等は、会計監査人を置き、計算書類及びその附属明書について会計監査人の監査を受けなければならないものとし、会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならないものとする。」。

(第四十二条の二、第四十二条の三等関係)

- (二) この法律の施行の際現に存する漁業協同組合等については、(一)の規定はこの法律の施行の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から適用し、同日前はおおむねの例によるものとするが、会計監査人を置いた漁業協同組合等については、その時から(一)の規定を適用するものとする。」。

(附則第二十三条関係)

- (三) 政府は、全国連合会の監査から会計監査人の監査への移行に関し、次に掲げる事項について適切な配慮をするものとする。」。

- 1 公認会計士又は監査法人が、円滑に漁業協同組合等に対する監査の業務を開始し、及びこれを運営することができること。

(附則第二十六条第二号関係)

- 2 会計監査人を置く漁業協同組合等が会計監査人を確実に選任できること。

(附則第二十六条第二号関係)

- 3 会社監査人を置く漁業協同組合等の実質的な負担が増加することがないこと。

(附則第二十六条第三号関係)

- 4 全国連合会の監査事業に従事していた、漁業協同組合等の業務及び会計について専門的知識及び業務の経験を有する者で一定の資格を有するものが漁業協同組合等に対する監査の業務に従事することができること。

(附則第二十六条第四号関係)

四 内水面組合の組合員資格

- (一) 内水面において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者を主たる構成員とする漁業協同組合（以下「内水面組合」という。）にあつては、水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定款で定める日数を超える個人は、正組合員資格を有するものとする。

(第十八条第二項関係)

- (二) 内水面組合は、その選択により正組合員資格を漁業者又は漁業者及び漁業従事者のみに限定することができるとすること。

(第十八条第三項関係)

五 その他

(一) 共済事業の利用者の保護

- 1 共済事業を行う漁業協同組合等又は共済代理店は、共済契約者等に参考となるべき情報を提供しなければならないものとするとともに、利用者の意向を把握し、これに沿った共済契約の締結等の提案等を行しなければならないものとするほか、これらに伴う所要の規定の整備を行うものとする。

(第十五条の五、第十五条の六等関係)

- 2 共済代理店は、重要事項の利用者への説明その他の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないものとするとともに、自己契約の締結の代理等を行つてはならないものとする。その他所要の措置を講ずるものとする。

(第十五条の七、第十五条の八、第十五条の十等関係)

(二) 理事の自己契約等に係る手続の整備等

- 1 理事又は経営管理委員が漁業協同組合等との取引等を行うときは、理事会（経営管理委員を置く漁業協同組合等にあつては、経営管理委員会）において当該取引についての重要な事実を開示し、その承認を受け、当該取引後には報告しなければならないものとする。

(第三十九条の二等関係)

- 2 漁業協同組合等の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営む者等が当該漁業協同組合等の理事等になつてはならないものとする規定について廃止すること。(旧第四十七条等関係)

(三) 休眠組合のみなし解散制度の導入等

- 1 漁業協同組合等(信用事業及び共済事業を実施する漁業協同組合等を除く。2及び3において同じ。)は、総会の決議等の事由によつて解散した場合には、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならないものとする。 (第六十八条等関係)

- 2 休眠組合(漁業協同組合等であつて、当該漁業協同組合等に関する登記が最後にあつた日から五年を経過したものをいう。以下同じ。)は、行政庁が当該休眠組合に対し二月以内に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二月の期間の満了の時に、解散したものとみなすものとする。 (第六十八条の二等関係)

- 3 漁業協同組合等は、総会の決議等の事由によつて解散した場合(2の規定により解散したものとみなされた場合を含む。)には、その清算が終了するまで、総会の決議によつて、漁業協同組合等を継続することができるものとする。 (第六十八条の三等関係)

(四) その他

出資一口の金額の減少、合併等における債権者の異議申立手続において、議決の日から二週間以内に行われなければならない財産目録及び貸借対照表の作成について不要とすることその他所要の措置を講ずるものとする。 (第五十三条、第六十九条等関係)

第四 水産資源保護法の一部改正

水産動植物の保護培養のため、農林水産大臣又は都道府県知事が行うことができることとされている命令について、第一による改正後の漁業法の規定に基づき命令と重複するものについては同法に統合するものとする。 (第四十条第一項関係)

第五 内水面漁業の振興に関する法律の一部改正

内水面水産資源の持続的な利用の確保、内水面漁業の持続的かつ健全な発展等のため、指定養殖業について改正後の漁業法の規定を適用するものとする。 (第三十条関係)

第六 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の廃止

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律を廃止するものとする。

第七 施行期日等

- 一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 二 政府は、漁業者の収入に著しい変動が生じた場合における漁業の経営に及ぼす影響を緩和するための施策について、漁業災害補償の制度の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- 三 政府は、二に定める事項のほか、この法律の施行後十年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 四 その他この法律の施行に関し、所要の規定の整備を行うものとする。

平成 30 年 11 月 1 日 発行（非 売 品）

「水産振興」 第611号

編集兼発行人 渥 美 雅 也

発行所 〒104-0055 東京都中央区豊海町5-1

豊海センタービル 7 階

電 話 (03) 3533-8111

F A X (03) 3533-8116

一般財団法人 東京水産振興会

印刷所 株式会社 創基

（本稿記事の無断転載を禁じます）

ご意見・ご感想をホームページよりお寄せ下さい。

URL <http://www.suisan-shinkou.or.jp/>

平成三十年十一月二日発行（毎月一回一日発行）六一一号（第五十二卷十一号）